

令和2年第10回教育委員会会議議事録

1 開催日時

令和2年9月28日(月) 午後3時00分～午後3時45分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	東 みどり
	委員	國安 環
事務局	教育部長	山端 広和
	学校教育課長	宮田 哲
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	鯨岡 健
	総務係長	山田 慎一
	学校教育係長	酒井 貴範
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	梶原 源基

4 議 事

承認第11号 専決処分した事件の承認について

(幕別町教育委員会事務局職員の任命について)

報告第10号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

報告第11号 幕別町教育委員会委員の任命に係る議会同意について

議案第62号 幕別町立小中学校修学旅行に関する追加費用等補助金交付要綱

議案第63号 給食材料費の高騰に伴う学校給食費のあり方について(諮問)

議案第64号 幕別町教育委員会事務局職員の任命について

議案第65号 教職員の事故に係る処分の内申について

議案第66号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第10回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとするにご

異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番東委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第9回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第9回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

教育部長(山端 広和) 私から2点事務報告をさせていただきます。

はじめに、令和2年第3回町議会定例会での、一般質問についてご説明いたします。事務報告資料をご覧ください。

令和2年第3回町議会定例会が、9月2日から本日23日までの日程で開会され、去る8日、9日の2日間にわたり、一般質問があったところであります。一般質問は7名の議員から質問があり、教育委員会関係分として、2名の議員から質問がありましたので、その概要についてご説明いたします。資料の2ページをお開きください。

通告順3番、岡本議員からは、「「新しい生活様式」に向けた諸課題について」と題し1項目の質問がありました。質問は、「コロナ禍における小中学校の熱中症対策は」という内容で、答弁は、3ページ(1)になりますが、こまめな水分補給と換気に留意しながら感染症対策にも努めるとともに、従来、夏季休業期間中である7月27日から8月7日までを登校日といたしましたが、暑い時期を迎える中で授業が行われることから、子供たちに過度な負担がかからないよう、1日当たりの授業時数を短縮するなど、熱中症対策も考慮した上で授業が実施されたと答えております。

また、日常的な健康観察状況やその日の天候等により、適宜マスクを外すよう指導を行ったり、屋外で活動を行う場合には、気温が高くなるなど天候の状況に応じて、午前中に実施したり、週の時間割の中で変更するなどの対応を行うとともに、生徒指導の点においてもコロナ禍における熱中症対策に十分注意していると答えたところであります。次に、9ページをお開きください。

通告順4番、酒井議員からは、「次世代に語り継ぐ平和教育の充実を」と題し1項目の質問がありました。質問は、(2)「町民や子供たちが戦争の歴史を学べる機会を充実させる考えは」という項目で、町部局の内容も併せて答弁しております。10ページをお開きください。

質問は、さらに細かく三点ありました。(2)の3行目になりますが、一つ目の質問が、「学校教育の中で副読本の内容充実、町内の体験者から聞き取り、感想や絵、演劇などで自ら表現する取組、戦跡見学など」についてであります。

はじめに、副読本の内容充実については、11ページ、上から4行目になりますが、地域学習を主体としている第3学年及び第4学年の社会では、副読本においても戦争の記述は年表で北海道空襲を表示しているほか、巻頭・巻末に町の史跡を記した「歴史の散歩道」を掲載する程度としてしていると答えております。

次に、「町内の体験者からの聞き取り、感想や絵、演劇などで自ら表現する取組について」という質問には、町内の戦争体験者からの聞き取りについては、実施しておりませんが、各学校では、各教科等を通じて、多様な学習活動を行っていることと答え、取組の一例を触れたところであります。

下から11行目になりますが、「戦跡見学」という質問については、新田の森にある、機銃痕の残る壁を社会の授業の一環として、学んでいる学校もあると答えております。

下から8行目になります。二つ目の質問が「町内の戦争の記録や体験、戦跡を整理して記録化し、次世代に引き継ぐ取組」についてであります。答弁といたしましては、図書館が歴史・文化・産業など網羅的な収集に努めているといったことや、戦争に関するコーナーの設置、さらに、次のページになりますが、戦争の歴史を学ぶ取組として、「町民文芸まくべつ」の中で、「私と終戦」と題した特集を組み、10名の町民の方からお寄せいただいた戦争体験を掲載していると答えております。

また、平成28年に実施した三角兵舎跡を中心としたパネル展や、本年度の取組についても触れたところであります。

中ほどになりますが、三つ目の質問が「町民の生活の中で、ふるさと館での、戦時についての展示を充実、折り鶴やパネル展の取組に加えて、夏の広報紙などに特集ページを作る、戦争の映画上映会をするなど」についてであります。

はじめに、「ふるさと館の戦時についての展示」につきましては、現在も日章旗や軍隊手帳など25点を戦争に関するコーナーとして展示しており、今後も終戦記念日に合わせて改めて広報紙やSNS等で紹介したり、来場を呼びかけてまいりたいと考えていると答えております。

次に、「折り鶴やパネル展の取組に加えて、夏の広報紙などに特集ページを作る、戦争の映画上映会をするなど」についてであります。機会を捉えて広報紙の特集ページの掲載について検討するといったことや、一番下の行から次のページにわたりますが、今後、節目に合わせて、映画の上映や演劇などを通じて戦争の歴史に触れる機会を提供することができないかどうか検討するなど、戦争の残した教訓や平和の大切さを学べる機会を設けてまいりたいと答えたところであります。詳細につきましては、お手元の答弁書をご覧くださいと思います。

2点目ですが、配付の事務報告資料2をご覧ください。この資料は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、国が示した段階的緩和の内容であります。今月19日から段階的緩和の見直しがされましたので、その内容について説明いたします。

このページの上が改訂前、下が改訂後になります。変更点はイベントの開催制限で、改正前では、右上になりますが、8月1日から9月30日までの間、屋内イベントは5,000人以下、収容率50%、屋外イベントは5,000人以下で十分な間隔をとることとされておりました。

改正後は、下の表の右側の網かけのとおり、期間については、9月19日から11月末までの緩和措置を設け、イベント等の開催制限の内容は別紙となっております。次のページをお開きください。屋内外を問わず、イベントの種類ごとに収容率が示されました。この表のとおり収容率については、二つに分かれ、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」、例えば例示のとおり、クラシック音楽コンサートや演劇等、舞踊、式典などについては100%以内となり、逆に、大声での歓声・声援等が想定されるもの、例えば、ロック、ポップコンサート、スポーツイベントについては、定員の50%以内と見直されました。細かな例示は、下段に記載のとおりです。次のページをご覧ください。

緩和する際の条件として、消毒の徹底やマスク着用の担保、参加者及び出演者の制限などが示されております。このため、本町では17日に対策本部会議を開催し、これらの事項を遵守いただいた上で、イベントにかかわらず、町の施設利用については従来どおりの利用とすることといたしましたので、ご報告いたします。

なお、これらの内容については、町ホームページにもアップされています。以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません)

菅野教育長 質疑がないようなので、議件に入ります。

次に、日程第5、承認第11号、専決処分した事件の承認について、幕別町教育委員会事務局職員の任命については人事案件のため「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第6、報告第10号、令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 議案書の2ページをお開きください。報告第10号、令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。

令和2年第3回町議会定例会が、9月2日から23日までを会期として開会されたところですが、本定例会に教育委員会から補正予算を要求しており、18日に一般会計補正予算について審議のうえ議決されましたので、その要求結果についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、コロナ対策にかかる追加分を町に要求していたものであります。要求内容につきましては、前回会議で説明しておりますので、要求時と変更のありました部分についてご説明いたします。

10款 教育費、要望額117万7千円に対しまして、補正額は0円であります。要望額に対し減額となっておりますが、これは、コロナ対策関連として10款 教育費から次に説明いたします2款 総務費に予算が組み替えされたため、実質的には措置されております。

次に、教育委員会関係分として2款 総務費、要望額3億781万8千円に対しまして、補正額2億9,685万円で、1,096万8千円の減額であります。

1項 総務管理費、22目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費のうち、小・中学校感染防止対策事業については、手洗い場温水化改修工事として1,086万6千円を要望していましたが、全体的な感染防止対策の優先度を踏まえ予算査定で0円となりました。

その下になりますが、公共施設換気対策事業については、小・中学校エアコン設置工事として、すべての小中学校で現に使用している120の普通教室と職員室及び校長室に換気機能の付いたエアコン162台を設置するもので、要望額2億5,838万8千円に対し、要望額どおりとなりました。

なお、普通教室等へのエアコン設置につきましては、前回会議でご質問がありましたが、その時点では、工事費の試算をしているところであり、できれば設置したいと考えているものの、今回の予算では難しいとお答えしておりました。その後、工事費が明らかになり、臨時交付金の要件となる年度内での整備も可能であること、さらに学校要望も踏まえ、改めて予算を要求し措置されたところでもあります。3ページをお開きください。

夏季休業期間短縮事業は、要望額0円に対し、補正額611万2千円の追加であります。これは、当初、次の事業になります「小・中学校授業確保事業」として要求していましたが、事業名が改められたものであります。加えて、先ほど説明したとおり、10款 教育費で計上していましたが、給食調理員報酬や社会保険料もこの事業で計上されたところでもあります。共済費等の調整があり、要望額から17万4千円が減額されておりますが、内容的には要求どおりで組み替えられております。

次に、公共的空間安全・安心確保事業は、図書館における感染防止対策にかかるもので、要望額194万4千円に対し、補正額は83万9千円、110万5千円の減額であります。研修用テーブルと忠類分館のブックポストなどが減額査定となったものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

國安委員 エアコン実現化を大変嬉しく思います。

菅野教育長 ほかに、ございませんか。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認め、報告第10号につきましては報告のとおりといたします。

次に、日程第7、報告第11号、幕別町教育委員会委員の任命に係る議会同意について、説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 議案書の4ページをご覧ください。報告第11号、幕別町教育委員会委員の任命に係る議会同意について、ご説明を申し上げます。

本年9月30日をもって、瀧本洋次委員、東みどり委員が任期満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、第3回町議会定例会の最終日である9月23日に、教育委員の任命につき同意をいただきましたのでご報告いたします。

はじめに、岩谷史人委員であります。任期は令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年間です。同氏の経歴等については議案に記載のとおりであります。

次に、現教育委員の東みどり委員であります。任期は、令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年間です。

なお、9月30日をもって退任されます瀧本洋次委員におかれましては、平成18年2月の忠類との合併時から、これまで14年7か月余の長きにわたり、幕別町の教育行政にご尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

報告第11号につきましては、報告のとおりといたします。

それでは、引き続き教育委員の任に就いていただくこととなりました。東委員から一言お願いいたします。

東委員 来月、10月より教育委員2期目を務めさせていただくことになりました。様々な方のご意見をしっかりお聞かせいただきつつ、議論をさせていただきながら来月からの4年間務めていきたく存じます。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

菅野教育長 ありがとうございます。次に、9月30日をもちまして退任される瀧本委員から一言お願いいたします。

瀧本委員 この度、教育委員任期満了に伴いまして、退任することになりました。山端部長からありましたとおり、平成18年2月から忠類村との合併の日に辞令をいただきまして、約14年7か月、その間皆さんからご指導いただきながら、過ごさせていただきました。本当に厚く、感謝と御礼を申し上げます。前任の方も含めまして、教育委員、そして町長、教育長、部長、課長、職員、関係する多くの方と出会うことができました。それを通じて多くの方と関わることができ、私が勤めた中でも最大の宝になったかと思えます。近年、教育行政はすごく早いスピードで変化していく状況にあります。また、新型コロナウイルスで多忙な業務がどんどん入ってくる状況の中、皆様におかれましては、お身体に十分留意され、お仕事において益々ご活躍いただければと思います。今後とも御努力いただくことをお願いしつつ、感謝と御礼の言葉に代えさせていただきます。長い間、ありがとうございます。

菅野教育長 ありがとうございます。

次に、日程第8、議案第62号、幕別町立小中学校修学旅行に関する追加費用等補助金交付要綱について説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第62号、幕別町小中学校修学旅行に関する追加費用等補助金交付要綱についてご説明申し上げます。議案書は5ページから11ページになります。

この度提案いたしました、要綱につきましては、各小中学校における修学旅行の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を講じる経費に対して、経済的負担を軽減するため本来の経費を上回る経費を補助するものであります。具体的な拡大防止のための対策については、3密を避けるために貸切バスの借り上げ台数の増便やバスの増便に伴う高速道路料金や駐車場料金等であります。以下、条文に沿ってご説明いたします。

第1条では、趣旨として、町立学校が実施する修学旅行に関し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策等を講じたことにより生じた費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものであります。

第2条では、対象者は、町立学校の校長とするものです。追加費用については、学校に対する補助であります。

第3条では、対象経費等として、第1号では、3密を避けるために貸切バスの借り上げ台数を増加等した場合において追加的に生じた本来の経費を上回った費用で具体的には、3密を避けるために貸切バスの借り上げ台数の増便やバスの増便に伴う運転手の宿泊料金や高速道路料金、駐車場料金等であります。

第2号として、他の制度により補助金等の交付を受けた場合には、他の方法により得られた額を控除した額を補助対象経費とするものであります。こちらにつきましては、第1号で貸切バスの借り上げ台数の増便に要する費用を補助対象とすると説明いたしましたが、北海道における教育旅行支援事業として、貸切バス等の追加借上支援として、借上げバスを増便した場合、1台1日あたり14万円の支援金が支給される制度がありますので、そちらの事業から支援金が支給された場合については、対象経費から北海道からの支援金を控除した額が、補助対象経費となるものであります。

第4条は交付申請、第5条は交付決定、次のページになります。第6条は申請の内容に変更が生じた場合の変更の承認申請。第7条は補助金の変更交付決定。第8条は補助金の支給。第9条は補助金の実績報告。第10条は補助対象期間で補助対象期間は令和2年9月1日から令和3年3月31日までとするものであります。第11条は委任規定であります。7ページが補助金交付申請書、8ページが補助金決定通知書、9ページが補助金交付変更、中止申請書、10ページが、補助金変更決定通知書、11ページが実績報告書となっております。6ページにお戻りください。附則につきましては、第1項として、公布の日から施行し、令和2年9月1日から適用する。第2項では、この事業は今年度限りであるため、令和3年3月31日限り、その効力を失う。と規定しているものであります。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

小尾委員 修学旅行は今年度どのような状況になっているのか。

学校教育課長（宮田 哲） 中学校につきましては、本来4月に実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で延期になり、9月から10月にかけて、おおむね道南方面、函館、留寿都など2泊3日ないし3泊4日で実施と聞いております。小学校は当初札幌方面を予定しておりましたが、コロナの影響もありますので、おおむね登別方面、旭川方面、道東方面で実施するところでございます。

菅野教育長 ほかに、ございませんか。

（ありません）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第62号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第62号については原案どおり可決しました。

次に、日程第9、議案第63号、給食材料費の高騰に伴う学校給食費のあり方について（諮問）の説明を求めます。

給食センター所長（鯨岡 健） 議案第63号、給食材料費の高騰に伴う学校給食費のあり方（諮問）について、ご説明をさせていただきます。議案書の12ページをお開きください。

給食材料費の高騰に伴う学校給食費のあり方（諮問）について、幕別町学校給食センター条例第4条第2項の規定より、下記のとおり幕別町学校給食センター運営委員会に諮問するものであります。お配りしております議案第63号説明資料をご覧ください。

最初に「学校給食費に係る経費負担」でございますが、学校給食法第11条に施設の維持管理費と職員の人件費は公費負担、給食材料費相当は保護者の負担と定められているところであります。

次に「学校給食費の改定状況」でございますが、幕別学校給食センターでは、平成9年4月、忠類学校給食センターでは、平成11年4月に学校給食費の改定を行っております。平成21年4月には、小麦の高騰から約10年ぶりとなる改定を行い、平成26年4月には、消費税率の改正に伴い学校給食費も改定を行い、現行の学校給食費となっております。

次に「年度別学校給食費の収支状況」でございますが、現行学校給食費となりました平成26年度から令和元年度までの6年間の収支状況を記載しております。学校給食費の歳入と給食材料費の歳出では、平成27年度から給食材料費の支出が大きくなり、令和元年度の収支では給食材料が15,134,275円超過し、町が全額負担している状況にあります。収支割合では112.92%で約13%の不足が生じております。

学校給食センターでは、学校給食が小・中学生の栄養カロリーを維持し提供することも重要となりますことから、単価の高い食材から安価な食材への変更や1食当たりの金額が高額とならない献立を増やすなど対応を行い、給食材料費の削減に努めているところでありますが、給食材料費の高騰が続き、収支の均衡を図ることが厳しい状況にありますことから、「学校給食費のあり方」について幕別町学校給食センター運営委員会へ諮問するものであります。議案書の12ページにお戻りください。

諮問の内容につきましては、現行の学校給食費の金額を記載した中で、近年、給食材料費の高騰が続き、収支の均衡を図ることが極めて厳しい状況にありますことから、「令和3年度以降の学校給食費のあり方」について諮問する内容となっております。

また、答申希望日としては、令和2年11月30日までとなっているところであります。以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第63号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第63号については原案どおり可決しました。

次に、日程第10、議案第64号、幕別町教育委員会事務局職員の任命についてから、日程第12、議案第66号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

菅野教育長 議案については、以上となりますが、このほか事務局からなにかございせんか。

（ありません）

菅野教育長 以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第10回教育委員会会議を閉じます。